

株式会社テクノスジャパン

株式取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 会社の株式に関する取扱は、定款第10条の規定に基づき、この規程に定めるところによるほか、法令ならびに株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という）がその振替業に関し定めた規則および振替業の方法および口座管理機関の定め（以下「機構等の規則等」という）による。

(株主名簿管理人)

第2条 当会社の株主名簿管理人、同事務取扱場所および同取次所は、次のとおりとする。

- (1) 株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社
- (2) 同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

第2章 株主の権利の行使方法等

(少数株主権等の行使方法)

第3条 法令の定めによる少数株主権等の行使は、第4章に規定する場合を除き、当会社の定める書式により当会社に対して、書面をもって行わなければならない。この場合、当会社は、株主に対して、個別株主通知の申出を受付けた口座管理機関の発行する受付票および本人確認書類の提出を求めることができる。

(代理人による請求等)

第4条 この規程による請求、通知または届出を代理人によって行うときは、代理権を証明する書面を提出するものとする。

- ② この規程による請求、通知または届出を行うに際し、保佐人、補助人の同意を必要とするときは、同意を証明する書面を提出するものとする。

(証明書類または保証人)

第5条 この規程による請求、通知または届出その他当会社において必要と認めるときは、証明書類の提出または保証人の保証を求めることができる。

第3章 届出事項

(常任代理人または仮住所)

- 第6条 株主が常任代理人または株主に対する通知を受けるべき仮住所を定めるときは、当会社に対し、口座管理機関を通じてその旨を届け出なければならない。
- ② 株主の住所が外国にあるときは、前項による届出を行わなければならない。
 - ③ 第1項による常任代理人または株主に対する通知を受けるべき仮住所に変更があったときは速やかにその旨を届け出なければならない。

第4章 単元未満株式の買取請求の取扱い

(請求の方法)

- 第7条 単元未満株式の買取を請求するときは、機構等の規則等に定められた方法により口座管理機関を経由して行う。
- ② 前項の請求の効力は、請求書(請求事項を記録した電磁的記録を含む)が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に提出されたときに生ずる。

(1株当たりの買取価格)

- 第8条 前条による買取請求の効力発生の日(以下「買取請求日」という)の株式会社大阪証券取引所の開設する市場(以下「大証市場」という)における最終価格(以下「終値」という)をもって、1株当たりの買取価格とする。

(買取代金の支払)

- 第9条 単元未満株式の買取請求による買取代金は、その請求にかかる株式数に前条により決定した1株当たりの買取価格を乗じた額とする。
- ② 買取代金は、前条による買取価格決定の日から遅滞なく買取請求者に支払うものとする。
 - ③ 買取請求者は、買取代金について送金方法を指定し、または、代理受領者を定めることができる。

(買取株式の移転)

- 第10条 買取請求にかかる単元未満株式は、当社が前条による買取代金を支払った日に当社の口座への振替をする。
- ② 前条第3項により、買取代金について送金方法が指定された請求にかかる単元未満株式については、送金手続完了日をもって当社の口座への振替をする。

第5章 雑 則

(規程の改廃)

第11条 本規程の改廃は、取締役会の決議を経なければならない。

附 則

1. この規程は、平成22年11月11日から実施する。
2. この規程は、平成24年4月1日から改定施行する。
3. この規程は、平成24年9月25日から改定施行する。
4. この規程は、平成24年11月2日から改定施行する。